

■「第6回 穴粟de朝市」実施要領

1. 開催目的と趣旨

穴粟市では、農林水産業者を中心とした所得向上と地産地消の推進による産業の活性化を目的に、市内産物の販売機会となる朝市を「地域の良さ・資源を再発見し、市内外にその魅力の発信」と「新たな風景街道」を目指し、**第6回穴粟 de 朝市**を開催します。

この朝市というステージを通して、市内の農家をはじめ、人々がいきいきと参画できる機会を創出し、地域の活力、農業の振興につなげるとともに、市内住民のふるさと意識の醸成と、交流人口、関係人口の増加に寄与する。

2. 主催

穴粟 de 朝市実行委員会

(構成：穴粟市・兵庫西農業協同組合しそく営農生活センター・ハリマ農業協同組合)

3. 事務局

市産業部農業振興課農政企画係

兵庫西農業協同組合しそく営農生活センター、ハリマ農業協同組合経済部・営業部

4. 開催日時・場所

予定：第6回 令和7年11月23日(日) **9時～12時** 山崎町本町商店街

5. 出店品目

- ・ 穴粟市内産農産物 **(直売になるので、販売許可や資格は不要)**
- ・ 穴粟市内産物を原材料とした加工品・加工食品
- ・ 市内に店舗を持ち、飲食店営業許可を得ている者で露店営業許可を取得され、市内産物を使用して、調理加工する品目

6. 出店条件

- ・ 出店は、主催の開催目的及び趣旨に賛同し、出店条件に則った出店を厳守するものとする。なお、**市内農業者及び業者に限る。**
- ・ 出店スペースは、1出店者につき1区画2.5m×3.5m程度(軽トラスペース+販売スペースとし)とし、原則、軽トラックでの出店とするが、テントや敷物での出店も可能とする。
- ・ 販売価格は、出店者で自由に設定してください。
- ・ 出店する際、営業許可・食品営業届出等が必要な場合は、各自において手続きを行うこととする。このとき、出店申込書提出時に営業許可証等の写しを提出することとする。

注：① 一般の住民による加工食品は、龍野健康福祉事務所へ「臨時出店届」が必要ですが、主催者側が取りまとめ届を行います。

② 屋台等で喫食直前に調理・提供する場合、お店を経営している方は、原則「露店営業」の許可が必要です。お店を経営していない方は、「臨時出店届」が必要です。

③ 調理・提供する場合は、手洗い用水タケル・消毒石けん、使い捨てタケル、アルコールスプレーを用意すること(特に許可を得て火気を使用できるブースは、使用期限が満了していない業務用消火器を用意すること)

- ・ 酒類の販売を行う場合は、税務署への事前の届出等(期限付き種類小売業免許取得)の所定の手続きを行うこと。
- ・ 火器等の使用がある場合は、各自において所定の手続きを済ませること。
- ・ 関係者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員であるとき、または暴力団員が実質的に関与していると認められるとき、若しくは暴力団等に対して資金を供給する等の関与があるなど、暴力団や反社会的勢力と不適切な関係を有していると確認された場合は出店を認めない。
- ・ 出店申込み時点で、穴粟市の市税及び県税、その他滞納が無いこと。

7. 出店料

出店品目の如何にかかわらず、**1区画あたり出店料1,000円を徴収し**、朝市運営費に充てます。
※ただし、2区画を要する場合は、事前に申し出すること。（※2区画：2×1,000円）

8. 出店申込

- ・ 出店の申し込みは、「**宍粟de朝市**」出店申込書（様式1）を出店料と合わせて事務局へ提出する。
- ・ 募集期間は、11月12日（水）までとする。
なお、募集締め切り日前に出店希望者が募集数に達した場合は、その時点で募集を締め切る。

9. 出店の許可

- ・ 主催者は、出店区画を記した図面等を1週間前までに交付する。（出店区画は、主催者で調整し決定したものに従うこと。）
- ・ 出店の申し込み後、キャンセルをする場合は各回の開催3日前までに連絡すること。それ以降のキャンセルや無断での出店取りやめがされた場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、今後開催する場合の出店は不可とする。

10. 会場と出店者駐車場案内

- ・ 会場：山崎町本町商店街（軽トラなど出店用車両は会場へ）

11. 注意事項

（当日の手順は、以下と重複しますが、別紙「**朝市当日の流れ・注意事項**」をご覧ください。）

- ・ 出店者は、主催者の指示に従いスムーズかつ安全な運営に協力すること。
- ・ 出店に関する事故等について、主催者は一切責任を負わないこととする。
- ・ 販売品の取り扱いは、清潔、衛生を心掛けること。
- ・ キッチンカーなど食品模擬店の場合は、各自で龍野健康福祉事務所へ届出や露店営業許可証が必要となります。
- ・ 出店は、指定されたスペースに、ご自分で設営し、ご自身で販売すること。
- ・ 開催中または開催後にお客様からクレーム等があった場合は、直接、出店者にその内容を伝え、改善を求める場合があります。なお、出店者側の責によるクレームの対応は出店者が行うこと。
- ・ 搬入、搬出は下記の時間とし、開催時間終了前に完売した場合でも会場内の事故回避のため退店はしないこと。

【搬入】**8時00分から8時30分まで**とし、準備は販売開始の15分前には終えること。

【搬出】**開催時間終了～13時まで**に速やかに撤収すること。

- ・ 金銭の管理は、出店者の責任において行うこと。主催者側での釣銭等の準備は行わない。
- ・ ゴミは各自で持ち帰ること。また、販売終了時には、周辺の清掃活動に協力すること。
- ・ 販売終了後は、販売報告書（アンケート含む）を主催者に提出すること。
- ・ 基本的には小雨でも開催決行とするが、大雨、暴風等の警報が発令された場合や、主催者が決行は困難と判断した場合には、開催を中止とする。



<朝市当日の流れ・注意事項>

■当日の流れ

- ① 指定されたスペースを確認してください。
- ② 搬入、搬出は下記の時間とする。（搬入等移動時は、事故のないよう留意してください。）
【搬入】8時00分から8時30分までとし、準備はご自身で行い、販売開始の15分前には終えること。
（販売開始の10分前に 簡単な打ち合わせを行います。）
【搬出】開催時間終了～13時まで速やかに撤収すること。
（開催時間終了前に完売した場合でも会場内の事故回避のため車両移動・退店はしないこと。）
※搬入・搬出の際は、交通法規を遵守するとともに、歩行者等に十分留意すること
- ③ 販売開始「9時から」を厳守してください。
- ④ 金銭の管理は、出店者の責任において行うこと。（主催者側での釣銭等の準備はしません。）
- ⑤ ゴミは各自で持ち帰ること。また、販売終了時には、周辺の清掃活動に協力すること。
- ⑥ 販売終了後は、販売報告書（アンケート含む）を主催者に提出すること。
- ⑦ 帰りの際は、観光客優先でお願いします。

■会場内での禁止・規制行為

- ① 危険物の持ち込み及び使用・裸火の使用は、事前に主催者側が消防署へ届を提出している者以外は禁止。（危険物：プロパンガス・高圧ガス・ガソリン・灯油・発電機など）
火気を使用できる許可を得たブースは、使用期限が満了していない業務用消火器を用意すること。
- ② 指定された販売スペースをはみ出しての販売・出展行為は禁止。
- ③ チラシ配布及び呼び込みは、販売スペース内で行うこと。
- ④ ハンドマイク・音響機器・メガホンなどを利用して実演・販売を行うことはできません。
- ⑤ **会場内での喫煙は禁止です。**



■注意事項

- ① 開催中または開催後にお客様からクレーム等があった場合は、直接、出店者にその内容を伝えた上で改善を求める場合があります。なお、出店者側の責によるクレームの対応は出店者が行うこと。
- ② 天災等不可抗力原因による損失または損害（盗難、紛失、火災、損傷等）並びに会場内での事故等に関して、主催者側は一切の責任を負いません。
- ③ 開催中、事務局において販売者・商品及び場内撮影を行います。広報などで使用することについてご承諾をお願いします。
- ④ **搬入・搬出の際は、交通法規を遵守し、また、歩行者等に十分留意すること。**
なお、交通事故等の一切の責任について、主催者側は、これを負いません。